

○国土交通省令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第 号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p> | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)</p> <p>三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する</p> |
|--|---|--|--|

改正前

| | | | |
|--|---|--|-----------------------------------|
| | <p>(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p> | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p> <p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)</p> <p>二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> | <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|--|-----------------------------------|

(別表) (四)

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------------|--------------|--------------------------|-------------|-----|-----|-----|------|-----|
| (略) | 法 建設業 | | | | | | (略) | コード | 資格区分 | |
| | (略) | 1 3 3 | 2 3 2 | 1 3 1 | 2 3 0 | (略) | | | | (略) |
| | (略) | (略) | 二級 | 一級電気通信工事施工管理技士 | (略) | (略) | | | | (略) |

(別表) (四)

| | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------------|------|-------------|-----|-----|-----|------|-----|
| (略) | 法 建設業 | | | | | (略) | コード | 資格区分 | |
| | (略) | 1 3 3 | (新設) | 2 3 0 | (略) | | | | (略) |
| | (略) | (略) | (新設) | (略) | (略) | | | | (略) |

(施工技術検定規則の一部改正)

第二条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

| | | | | | |
|------------|--|-----|-----|---|---|
| | | | | <p>(令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級)</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p> | |
| | | | | <p>(令第二十七条の五の学科)</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p> | |
| 検定種目 | 学科 | (略) | (略) | 建設機械 施工 | 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 建築施工 管理 | 建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科 | (略) | (略) | 電気工事 施工管理 | 電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 管工事施 | 土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工 | | | | |

改正前

| | | | | | |
|------------|-------------------------------------|-----|-----|--|--|
| | | | | <p>(令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級)</p> <p>第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。</p> | |
| | | | | <p>(令第二十七条の五の学科)</p> <p>第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。</p> | |
| 検定種目 | 学科 | (略) | (略) | 建設機械 施工 | 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 建築施工 管理 | 建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科 | (略) | (略) | 電気工事 施工管理 | 電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 管工事施 | 土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又 | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| 工管理 | 学、機械工学又は建築学に関する学科 |
| 電気通信 工事施工 管理 | 電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工 学又は建築学に関する学科 |
| (略) | (略) |

(受検申請)
第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工又は土木施工管理に係る二級の技術検定である場合
においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術検定を受けよう
とする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の
五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)若しくは(2)若し
くは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に掲
げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若しくは(4)若しく
は第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、そ
の他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付する
ことを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から(5)までに該当す
る者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受け
ようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

| | | | |
|----|-----|------------|------------|
| 種目 | 試験区 | 一級技 術検定 | 一級技術検定試験基準 |
|----|-----|------------|------------|

| | |
|------|------------|
| 工管理 | は建築学に関する学科 |
| (新設) | (新設) |
| (略) | (略) |

(受検申請)
第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級(学科試験に合格した技術検
定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術
検定である場合においては、種目及び種別)を同じくする次回の技術
検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、
令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号口(1)
若しくは(2)若しくは第二号口(1)に該当する者にあつては第一項第一号
及び第三号に掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号口(3)若
しくは(4)若しくは第二号口(2)に該当する者にあつては第一項第三号に
掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる
書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号口(1)から
(5)までに該当する者及び第二号口(1)から(3)までに該当する者が初めて
実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

| | | | |
|----|-----|------------|------------|
| 種目 | 試験区 | 一級技 術検定 | 一級技術検定試験基準 |
|----|-----|------------|------------|

| | | | | | | | | |
|--|-----|-----|--|-----|-----|--|-----|-----|
| 電気工事 管理 | | | 建築施 工管理 | | | 土木施 工管理 | (略) | |
| 験 | (略) | | 験 | (略) | | 験 | (略) | 分 |
| 学 | (略) | (略) | 等 | (略) | (略) | 学 | (略) | 目 |
| 2・3 (略) | (略) | (略) | 2 (略) | (略) | (略) | 2 (略) | (略) | 試験科 |
| 1 電気工事の施工に必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する一般的な知識を有す ること。 | | | 1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学、電気通信工学 及び機械工学に関する一般的な知識を 有すること。 | | | 1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、電気通信工学、機械工 学及び建築学に関する一般的な知識を 有すること。 | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----|-----|---|-----|-----|---|-----|-----|
| 電気工事 管理 | | | 建築施 工管理 | | | 土木施 工管理 | (略) | |
| 験 | (略) | | 験 | (略) | | 験 | (略) | 分 |
| 学 | (略) | (略) | 等 | (略) | (略) | 学 | (略) | 目 |
| 2・3 (略) | (略) | (略) | 2 (略) | (略) | (略) | 2 (略) | (略) | 試験科 |
| 1 電気工事の施工に必要な電気工学、 土木工学、機械工学及び建築学に関す る一般的な知識を有すること。 | | | 1 建築一式工事の施工に必要な建築学 、土木工学、電気工学及び機械工学に 関する一般的な知識を有すること。 | | | 1 土木一式工事の施工に必要な土木工 学、電気工学、機械工学及び建築学に 関する一般的な知識を有すること。 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 電気通 信工事 施工管 理 | 管工事 施工管 理 | 学 科 試 験 | 学 科 試 験 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 電気通 信工事 等 | 機 械 工 学 等 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 1 電気通信工事の施工に必要な電気通 信工学、電気工学、土木工学、機械工 学及び建築学に関する一般的な知識を 有すること。 | 1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学、電気通信工学及び 建築学に関する一般的な知識を有する こと。 | 2・3 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 2 有線電気通信設備、無線電気通信設 備、放送機械設備等(以下「電気通信 設備」という。)に関する一般的な知 識を有すること。 | | | | | | | |
| 3 設計図書に関する一般的な知識を有 すること。 | | | | | | | |
| 電気通信工事の施工計画の作成方法及び 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 施工の管理方法に関する一般的な知識を 有すること。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------|--|------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|
| (新設) | 管工事 施工管 理 | 学 科 試 験 | 学 科 試 験 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | 機 械 工 学 等 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | 1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学及び建築学に関する 一般的な知識を有すること。 | 2・3 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | |
|-----|------------------------|---|-----|-----|
| (略) | 種目 | 造園施 工管理 | | |
| (略) | 分 試験区 | 験 学科試 | | |
| (略) | 目 試験科 | 学等 土木工 | (略) | (略) |
| (略) | 二級技 術検定 試験基 準 | 1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、電気通信工学、機 械工学及び建築学に関する一般的な知 識を有すること。 2 (略) | (略) | (略) |

別表第二(第一条関係)

| | | | | |
|-----|------------------------|--|-----|-----|
| (略) | 種目 | 造園施 工管理 | | |
| (略) | 分 試験区 | 験 学科試 | | |
| (略) | 目 試験科 | 学等 土木工 | (略) | (略) |
| (略) | 二級技 術検定 試験基 準 | 1 造園工事の施工に必要な土木工学、 園芸学、電気工学、機械工学及び建築 学に関する一般的な知識を有すること。 2 (略) | (略) | (略) |

別表第二(第一条関係)

| | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------|--|---|--|----------|-----|-----|------------|------------|
| 土木施 工管理 | | 土木工 学等 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 建築施 工管理 | 建築施 工管理 |
| 学科試 験 | | 学科試 験 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な建築 学、土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学及び 機械工学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 学科試 験 | 学科試 験 |
| (削る) | | (削る) | | (削る) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (削る) | | (削る) | | (削る) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|----------|-----|-----|---|---|
| 土木施 工管理 | | 土木工 学等 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 建築施 工管理 | 建築施 工管理 |
| 学科試 験 | | 学科試 験 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な建築 学、土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学及び 機械工学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 学科試 験 | 学科試 験 |
| 土木施 工管理 | | 土木工 学等 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 土木施 工管理 | 土木施 工管理 |
| 土木工 学等 | | 土木工 学等 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 土木工 学等 | 土木工 学等 |
| 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | | 2 (略) | (略) | (略) | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 | 土木一 式工事の 施工に必 要な土木 工学、電 気工学、 電気通信 工学、機 械工学及 び建築学 に関する 概略の知 識を有す ること。 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|-----|
| 電気工事 施工 管理 | | | | | |
| 学 科 試 験 | 実 地 試 験 | | | | |
| 電 気 工 事 等 学 | 軀 体 施 工 管 理 法 | 仕 上 施 工 管 理 法 | | | (略) |
| 1 電気工事の施工に必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及 び建築学に関する概略の知識を有する こと。 2・3 (略) | 1 (略) 2 建築一式工事のうち基礎及び躯体に 係る工事の工程管理、品質管理、安全 管理等工事の施工の管理方法を正確に 理解し、設計図書に基づいて、当該工 事の工事現場における施工計画を適切 に作成し、及び施工図を適正に作成す ることができる高度の応用能力を有す ること。 | 1 (略) 2 建築一式工事のうち仕上げに係る工 事の工程管理、品質管理、安全管理等 工事の施工の管理方法を正確に理解し 、設計図書に基づいて、当該工事の工 事現場における施工計画を適切に作成 し、及び施工図を適正に作成すること ができる高度の応用能力を有すること。 | | | (略) |

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|-----|
| 電気工事 施工 管理 | | | | | |
| 学 科 試 験 | 実 地 試 験 | | | | |
| 電 気 工 事 等 学 | 軀 体 施 工 管 理 法 | 仕 上 施 工 管 理 法 | | | (略) |
| 1 電気工事の施工に必要な電気工学、 土木工学、機械工学及び建築学に関す る概略の知識を有すること。 2・3 (略) | 1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事 のうち基礎及び躯体に係る工事の工事 現場における施工計画を適切に作成し 、及び施工図を適正に作成することが できる高度の応用能力を有すること。 | 1 (略) 2 設計図書に基づいて、建築一式工事 のうち仕上げに係る工事の工事現場に おける施工計画を適切に作成し、及び 施工図を適正に作成することができる 高度の応用能力を有すること。 | | | (略) |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|------------------|-----|---|-----|-----|
| | | 電気通 信工事 施工管 理 | | | 管工事 施工管 理 | | |
| | | 電気通 信工事 等 | 学 科 試 験 | (略) | 学 科 試 験 | (略) | |
| 法規 | 施工管 理法 | 電気通 信工事 等 | 電気工 学 | (略) | 機械工 学等 | (略) | (略) |
| 建設工事の施工に必要な法令に関する概 略の知識を有すること。 | 電気通信工事の施工計画の作成方法及び 工程管理、品質管理、安全管理等工事の 施工の管理方法に関する概略の知識を有 すること。 | 1 電気通信工事の施工に必要な電気通 信工学、電気工学、土木工学、機械工 学及び建築学に関する概略の知識を有 すること。 2 電気通信設備に関する概略の知識を 有すること。 3 設計図書を正確に読みとるための知 識を有すること。 | | (略) | 1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学、電気通信工学及び 建築学に関する概略の知識を有するこ と。 2・3 (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | |
|--|--|------|------|-----|--|-----|-----|
| | | (新設) | | | 管工事 施工管 理 | | |
| | | (新設) | (新設) | (略) | 学 科 試 験 | (略) | |
| | | (新設) | (新設) | (略) | 機械工 学等 | (略) | (略) |
| | | (新設) | (新設) | (略) | 1 管工事の施工に必要な機械工学、衛 生工学、電気工学及び建築学に関する 概略の知識を有すること。 2・3 (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| | | 造園施 工管理 | |
| (略) | | 験 学科試 | 験 実地試 |
| (略) | (略) | 学等 土木工 | 理法 施工管 |
| (略) | (略) | 2 (略) | 設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる一応の応用能力を有すること。 |
| | | 1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 | |

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| | | 造園施 工管理 | |
| (略) | | 験 学科試 | |
| (略) | (略) | 学等 土木工 | |
| (略) | (略) | 2 (略) | |
| | | 1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 | |

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定規則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十一年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。